

令和7年度(令和6年分)町県民税の申告相談が始まります

●概要

町県民税の申告は、前年中(1月から12月まで)の所得金額や控除金額などについて、申告していただくものです。これは、町県民税及び国民健康保険税などの各種保険料等の算定資料となります。

下記をご覧ください、申告が必要な方は期限内の申告にご協力ください。

※申告期限後においても随時、町県民税の申告は受け付けますが、期限日以降になりますと、町県民税の算定が遅くなります。そのため、納めていただく回数(普通徴収は4回の納期限)が減少し、1回あたりの納付額が多くなることがあります。また、国民健康保険税等の算定に間に合わない場合や、所得(課税)証明書等の発行が遅れるなどの影響が出る可能性があります。

●町県民税の申告が必要な方

令和7年1月1日現在で大江町に住民登録がある方で、下記のいずれかに該当する方など。

1. 下記のいずれかの収入があった方

営業・農業・不動産・配当・雑所得・一時所得・譲渡所得、山林所得など

2. 公的年金以外に生命保険契約年金(個人年金)などの収入があった方

3. 生命保険の一時金、満期保険金などを受取った方

4. シルバー人材センターなどから収入があった方

5. 医療費・雑損・寄附金などの各種控除を受けようとする方

6. 収入がなかった方(遺族年金・障害者年金のみの人を含む)で、家族等の税法上の扶養になっていない方

※収入がなかった旨の申告が必要となります。

●町県民税の申告をする必要がない方

1. 税務署へ確定申告書を提出される方

2. 収入が給与または公的年金のみで、支払者から大江町に支払報告書が提出されている方

※給与または公的年金の支払いがあった場合は、支払者(事業所や年金機構など)から大江町に対し支払報告書が提出され、これが町県民税の課税資料となります。

※支払報告書が大江町に提出されていない場合は、ご自身で申告していただく必要があります。

3. 収入が1か所からの給与のみであり、年末調整をされた方

4. 収入が400万円以下の公的年金のみであり、公的年金の源泉徴収票に記載されている扶養控除等およびその他控除の追加・変更がない方

5. 収入がなかった方(遺族年金・障害年金のみの人を含む)で、家族等の税法上の扶養になっている方

●注意事項

所得税の確定申告をする必要がなくても、町県民税の申告が必要な場合があります。

税務署へ提出する所得税の確定申告について、下記の場合には原則確定申告は不要ですが、町に提出する町県民税の申告は、金額に関わらず年末調整済みの給与もしくは公的年金の他に所得があれば、申告が必要となります。

1. 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方

2. 1か所から給与の支払を受けている方で、給与所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の方

3. 2か所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整されなかった給与の収入金額を給与所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円以下の方

●申告に必要な書類等について ※必ず事前にご確認ください。

1. 共通して必要なもの

- ☐ 本人確認書類（マイナンバーカードまたは運転免許証など）
※マイナンバー通知カードの場合は、そのほかに身元確認書類として、運転免許証、パスポート、障害者手帳、健康保険証、年金手帳などのいずれか1点が必要です(写しも可)。
- ☐ 税務署からの確定申告のお知らせ(はがき等届いている方)

2. 所得税の納付または還付を受ける場合に必要なもの

- ☐ 所得税納付のための口座を登録する場合は、通帳届出印
- ☐ 所得税還付のための申告者本人名義の預貯金通帳またはキャッシュカード

3. 所得の申告に必要なもの

- ☐ 給与・公的年金・退職所得(※)の源泉徴収票
※「退職所得の受給に関する申告書」を提出している方は、原則確定申告は不要ですが、各種控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、退職所得の金額を含めて申告が必要です。
- ☐ その他の収入や経費が分かる帳簿・書類、領収書、収支内訳書など
※収支内訳書は必ずご自身で事前に取りまとめのうえお越してください。作成できていない場合は待合室で作成していただくことになりますので、順番が前後することがあります。

4. 控除の申告に必要なもの

- ☐ 各種保険料控除：各保険会社から送付された控除証明書
※紛失した場合は、各保険会社にお問合せください。
- ☐ 寄付金控除：寄付した団体からの交付を受けた寄付金控除証明書など
- ☐ 障害者控除：障害者手帳、障害者控除対象者認定書(健康福祉課福祉係で発行)
- ☐ 配偶者控除、扶養控除等：対象者の氏名、生年月日、マイナンバー、別居の場合は住所を確認できるもの
- ☐ 住宅借入金等特別控除：控除申告書、金融機関からの年末残高証明書
(2年目以降) ※町で初めて本控除の申告をする際は確定申告書の控えをお持ちください。
- ☐ 医療費控除：医療費控除の明細書もしくは医療費のお知らせ、領収書、生命保険や高額療養費などで補てんされた金額がある場合はその金額が分かる書類
※医療費控除を申告する場合は、領収書等に代わり「医療費控除の明細書」の作成が必要です。
※医療費の領収書は必ずご自身で事前に取りまとめのうえお越してください。取りまとめができていない場合は待合室で計算していただくことになりますので、順番が前後することがあります。

●税務署での申告をお願いする方

下記の内容を含む申告は、寒河江税務署での申告をお願いします。

- | | | |
|------------------------|-----------------------|----------|
| 1. 建物を含む譲渡所得 | 2. 株式等の譲渡所得、先物取引(FX等) | |
| 3. 初年度の住宅借入金等特別控除 | 4. 青色申告 | 5. 消費税申告 |
| 6. 過年度の確定申告、修正申告、更正の請求 | | |

●地区指定日に来られない方の予約受付について【完全予約制】

※受付開始日はLINE・電話ともに

8：30から受付いたします。

～大江町公式LINEから日程変更の予約を行えるようになります～

町では会場でお待ちいただく時間を考慮し、地区別日程としておりますが、都合の悪い方は下記により日程の変更が可能です。土日・祝日を除き希望日の2日前までに事前予約をお願いします。

1. 予約方法

① 大江町公式LINEからの予約



←お友達登録後、メインメニューの
申請・予約からお進みください。

② ①により予約できない方は電話での予約（税務町民課町民税係 TEL：0237-62-2119）

※電話での予約は、土日・祝日を除き8：30から17：00まで受け付けます。

2. 受付期間

① 2月3日(月)から2月28日(金)までの日程への変更→1月20日(月)から2月26日(水)まで受付

② 3月3日(月)から3月17日(月)までの日程への変更→2月20日(木)から3月13日(木)まで受付

※日程表の【完全予約制】以外にも予約可能な日時を設けておりますので、LINEの予約画面および電話でご確認ください。予約枠には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

※一人で複数人分の申告を行う場合は人数分の予約をお取りください。LINEでは、1アカウントで2枠まで予約できます。追加で必要な場合は別アカウントか電話でご予約ください。

※予約した日時にお越しになれない場合は、忘れずに変更またはキャンセルをお願いします。

●役場以外での申告方法について

1. 寒河江税務署で開設する確定申告書作成会場で申告を行う

・会 場：寒河江税務署1階

・開設期間：令和6年2月17日(月)から3月17日(月)まで ※土日・祝日を除きます。

・受付時間：9：00から17：00まで

・問 合 せ(国税相談専用ダイヤル)：0570-00-5901(音声案内後0番「確定申告のご相談」へ)

※入場には「入場整理券」が必要です。LINEによる事前発行と会場での当日配付とがあります。詳細は国税相談専用ダイヤルにお問合せください。

2. 国税庁ホームページから確定申告書を作成する

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは画面に従って入力をしていただければ、簡単に申告書の作成をすることができ、作成した申告書をそのままインターネットで提出することができます。

※詳しくは、国税庁またはe-Taxのホームページをご確認願います。

●申告期限は 令和7年3月17日(月) です。

申告相談期間中は担当職員が申告業務で留守となりますので、税務町民課窓口での申告相談はできません。指定された日時、場所をご確認のうえ、申告会場へお越しくください。**特に申告期限直前は例年混み合います。該当地区の午前・午後、隣組の指定は厳守でお願いします。**

お問合せ先 大江町役場税務町民課町民税係 TEL：0237-62-2119

令和7年度(令和6年分)大江町 町県民税申告相談日程表

～申告会場が変更となる地区があります～

ご自身の地区の申告会場をご確認のうえ、お越しくださいますようお願いします。

月 日		会 場	午前受付時間 9:00～11:00	午後受付時間 13:00～15:30
2月3日	月	大江町役場 3階 大 会 議 室	1区、2区	藤田（1～8組）
2月4日	火		3区、10区	藤田（9～17組）
2月5日	水		4区	藤田（18～27組）
2月6日	木		5区、12区	藤田（28～37組）
2月7日	金		6区、11区	7区、8区
2月10日	月		9区（1～4組）	9区（5～6組）
2月12日	水		9区（7～13組）	蛍水
2月13日	木		小漆川（1～4組）	小漆川（5～9組）
2月14日	金		小見（1～4組）	小見（9～13組）
2月17日	月		小見（5～8組）	みなみ、木の沢
2月18日	火		小見（14～17組）	13区
2月19日	水		伏熊（1～4組）	伏熊（5～12組）
2月20日	木		深沢（1～2組）	深沢（3～7組）
2月21日	金		深沢（8～9組）、用	月が丘
2月25日	火		月布	富沢
2月26日	水		材木、小鉾、檜山	三合田、久保
2月27日	木		橋上	【完全予約制】 地区指定日に来られない方
2月28日	金		十八才	
3月3日	月	貫見こぶし館 ※3日(月)午後の 受付は15:00まで ※4日(火)午前の 受付は10:30まで	貫見（1～2組）	※貫見（3～4組）、黒森、 中の畑、小清、田の沢、矢引沢
3月4日	火		※沢口、中沢口、道海、柳川平	
3月5日	水		諏訪原（1～2組）	諏訪原（3～7組）
3月6日	木		原	梨木原、顔好
3月7日	金		上北山	下モ原
3月10日	月		滝の沢、所部、あおぞら	望山、葛沢
3月12日	水		若原（1～7組）	若原（8～12組）、塩野平
3月13日	木		堂屋敷	【完全予約制】 地区指定日に来られない方
3月14日	金		市の沢、山崎	荻野、美郷
3月17日	月		下北山	申告資料の再提出が必要な方